

令和5年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

令和5年11月8日
国分寺市役所
書庫棟会議室

次 第

1 議事

- (1) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について（第4章基本目標Ⅳ）
- (2) 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画（令和4年度実績）の評価について（第5章）

2 その他

■ 配付資料

- 5-4-1 施策評価書及び重点事業評価シート（令和4年度）一式
（第4章基本目標Ⅳ）
- 5-4-2 子ども・子育て支援事業計画評価書（令和4年度）（第5章
教育・保育の量の見込みと確保方策，実施時期）

令和5年度第4回国分寺市子ども・子育て会議

日時:令和5年11月8日(水) 午後6時30分～

場所:国分寺市役所 書庫棟会議室

出席者(敬称略)

委員 川喜田 昌代(会長),山本 一二郎,渡辺 雅之,矢山 浩輔,殿下 順子,
関口幹雄,原 弘和,相馬 千鶴
(オンライン)田嶋 大樹(副会長),双木 良

事務局 宮本 学,千葉 昌恵,坂本 岳人,桑野 正樹,石丸 明子,前田 典人,
斉藤 幸芳,山田 憲晴,堀田 恵里

会長 定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。会議を開催するに当たって、事務局から委員の出欠状況をお知らせいただけますか。

事務局 御報告させていただきます。本日ですが、対面で8名の委員がいらっやっております。また、双木委員と田嶋委員の2名がオンラインで参加いただいております。追谷委員と福羅委員からは欠席の御連絡をいただいております。つきましては、出席委員10名、欠席委員2名、委員の過半数の出席がございますので、国分寺市子ども・子育て会議設置条例第7条第2項に基づき、国分寺市子ども・子育て会議が開催できることを確認しております。よろしくお願いたします。

会長 委員の出席確認ができましたので、これより令和5年度第4回国分寺市子ども・子育て会議を始めます。会議を始めるに当たって、事務局から配付資料について確認をよろしくお願いたします。

事務局 今回会議のために事前に郵送及びメールにて送付しております会議資料等につきましては、開催通知、次第、資料5-4-1,5-4-2となります。資料番号については各資料1枚右上に表記するとともに、インデックスにて資料番号の末尾の数字を記載しております。過不足等ございませんでしょうか。また、会場にいらっやっている委員の皆様には机上にチラシを配付させていただきます。石丸室長から説明をお願いします。

事務局 来週11月18日土曜日にヤングケアラーに関する講演会を白梅学園大学の森山先生にお願いしております。会場は西国分寺駅すぐ近くのいずみホールでございます。申込みはすでに始まっておりますが、席に余裕がございますので、ふるって御参加いただけると幸いです。また、裏面になりますが、養育家庭体験発表会を同日午前中に行います。こちらもよろしければブラスバンドの演奏などもありますので、御参加いただければと思います。

事務局 オンラインで出席の委員及び欠席委員には、後ほど、こちらのチラシのデータをお送りさせていただきます。配付資料としては以上となります。

会長 資料の確認が終わりましたので議事に早速入りたいと思います。

本日の議事は2件になります。1件目の議事1(1)に入ります。国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価,第4章基本目標IVになります。(1)から(3)までありますので、事

事務局から1つずつ説明をよろしくお願いいたします。

できれば1つについて15分から20分ぐらいのペースで、どうぞ活発な意見をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

1 (1) 令和4年度実績の評価について(第4章基本目標Ⅳ(1))

事務局 「基本目標Ⅳ施策(1)子どもの権利を理解し、守る」の市の評価について、資料5-4-1,1ページを御覧ください。計画書97ページから100ページが該当になります。1,個別事業の実施状況については、3ページから8ページ,重点事業評価シートを御覧ください。重点事業の通番51番から56番になります。

2,施策の方向性に係る実施事業についてです。子どもの権利については、通番51学校全体での人権教育の取組の充実において、各校の実態に応じ、全校で人権集会や人権標語づくり、人権メッセージや人権作文の発表会等の取組を行った。また、通番52障害への理解促進・普及啓発事業での「ヘルプマーク」・「ヘルプカード」の普及啓発活動や「心のバリアフリー」を推進するための普及啓発グッズの作成・市内小学校の児童への配布により、市民への啓発や子どもの視点に立った施策の実現に努めた。通番53 たがいの性や性の多様性を理解し、尊重するための学習機会の提供では、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する講座の実施や、通番54児童虐待防止に関する啓発活動と共催で児童虐待及び性暴力防止に関するワークショップ、パネル展示やライトアップ等のキャンペーンを実施した。この他、体罰や暴力が子どもに及ぼす影響と、体罰によらない子育てに関する理解が地域で広まるよう、通番54では、「体罰によらない子育て」について、リーフレットの配架やホームページでの普及啓発を実施し、「子ども専用相談電話(通称こそでん)」の広報として、市内公立小中学校において校内放送での案内を行い、全生徒に「こそでんカード」の配布を行った。

なお、「こそでんカード」配布時には、虐待の防止に関するリーフレットを併せて配布している。障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、LGBT等である子ども等も含め、全ての子どもの個々の権利や個性が、あらゆる場面で守られるよう、障害、異文化、多様な性等に対して理解を深める事業や啓発事業を実施するため、通番51では、各校の人権教育推進委員が近隣市の人権尊重教育推進校の研究発表会へ参加し知見を深めるとともに、自校の人権教育の取組に生かし、通番52では、障害者週間に合わせた障害者の作品展示、啓発ポスターの作成やマナーセミナーの開催といった啓発事業を実施した。通番53では、外国籍等の児童・生徒のための日本支援サポーター派遣事業やボランティア養成講座の実施、セクシュアル・マイノリティ支援事業として、多摩地域と連携した若年層当事者の居場所づくり事業(月1回)や職員研修、市民向け講座の実施により、意識啓発を行った。

いじめについては、通番56いじめ防止に向けた取組の充実において、「弁護士によるいじめ予防授業」や「いじめ防止児童会・生徒会フォーラム」等の啓発事業を実施し、特に「いじめ防止児童会・生徒会フォーラム」では、「国分寺市『すべての人を大切にすまちな宣言』」を実現するために、いじめ防止を手掛かりに自分たちができることを考え、協議し、その内容を各校の取組に生かした。

児童虐待の防止・予防対策の充実としては、体罰や暴力が子どもに及ぼす影響と体罰によらない子育てに関する理解が地域で広まるよう普及啓発に努めるため、通番55児童虐待に対する早期発見・深刻化防止では、養育環境に不安のある家庭からの問い合わせがあった場合には、各関係機関が提供している必要なサービスを案内し、育児負担の軽減を図れるよう努めている。また、要保護児童対策地域協議会を核として、各関係機関と密な連携を図っており、保育所・幼稚園・小中学校への巡回相談、民生委員・児童委員・母子父子自立支援員・スクールソーシャルワーカーとの連絡会議に参加するなど活動を拡充している。

以上を踏まえまして3、政策の進捗状況については、おおむね順調に進んでいると市としては評価させていただいております。

会 長 事務局から説明いただきましたが、御意見のある方は、挙手にてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員 通番55について2点ほど。量的なところで、令和4年度実績は、数値化された結果を記載されていますが、目標がないために評価しづらくなっています。目標としても数値化すべきと思います。その背景としては、施策の方向性に係る実施状況に、「不安のある家庭からの問い合わせがあった場合には」とあるので、若干これは受け身と言いますか、来たらそれに対して対応しているため、数値化しづらいという意図だだと思います。確かに件数を数値化するのは難しいかもしれませんが、例えばパーセンテージや、件数に対する解決した割合などで数値化してみてもどうでしょうか。これが1点目。評価しにくいとの指摘です。

2点目は、早期発見が事業名にあるのに、問合せがあった場合に対応するという考え方では少し違和感があります。早期発見に向けた取組を事業として考えていただきたいと思います。

会 長 確かにそうだと思います。それぞれ申出があってからの対応か、早期発見かで違う対応とお気づきいただいたと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局 御意見ありがとうございます。関係機関と連携した件数は実際の通報や、相談で困っているとのお問い合わせがあった場合に、必要に応じて連携した件数を挙げています。御指摘のとおり、どちらかといえば、相談に対しての受け身の活動ですが、虐待は、深刻化の防止では相談に対しての関わりも重要だとは考えています。ここにある早期発見に向けて、例えば、関係機関との連携をスムーズにするため、保育園や幼稚園を年1回、回らせてもらうことや、学校を回ることをしています。そういった別の指標も考えられると、お話を聞いて思いました。

あと評価の「問合せがあった場合には」では、その深刻化防止の文脈で書いておりましたので、少し考えてみたいと思います。

委 員 早期発見はいろいろやっていると思いますので、そういったところは逆に数値化しやすいとも思います。ぜひ目標に反映していただきたいと思います。

会 長 よろしく願います。

委 員 通番56いじめ防止に向けた取組の充実について、2点確認できればと思います。全体的な目標や実績の量的のところ、いじめについて対応している記載になっていると思いますが、何件発生して何件対応できたのかは定量的に記載されたほうが良いと思いました。それ

が1点目です。

2点目が、ここに記載されている内容はどちらかといえば、学校側や聞き取り側がしっかり聞き取りましたとの話に留まっていると思いました。聞き取られた結果、いじめを受けたと感じた被害者がどのぐらいの満足度かなど定量的に表せるようにしたほうがいいと思いました。

事務局 実際にいじめと認定した件数については、学校指導課で年度末をもって把握しております。また、解決というよりは調整をして、経過観察など幾つかのケースで分けて数字が報告されているものもございますので、そういった数字を活用できるのかどうか学校指導課に伝えてみたいと思います。

委員 ありがとうございます。

委員 56番についてですが、いじめはかつて、どこの学校でもなかなか報告されなかったのが、定義が変わっていじめはあってもいいとなり、件数もかなり多くカウントされていますが、重大事態に至ってはどうかが一番大事だと思います。この記載の中で、「重大事態の調査が継続している」とは、重大事態が実際に発生しているということでしょうか。

事務局 こちらについては、重大事態が発生した場合に委員会を立ち上げてそこで処理をしていきますので、毎年起きているというよりは、継続的なものもあろうかと思います。数字としては記載しておりませんが、令和4年度については継続して内容を協議していたと思います。

委員 重大事態の件数については、公表できないのでしょうか。

事務局 この数字については、実績に件数が入っておりませんので、公表ができるのかどうかも含めまして、学校指導課に確認したいと思います。

委員 同じところですが、今、話を聞けば聞くほど、通番56はいじめ防止に向けた取組であるのに、内容見ていると、認知した全てに対応している、早期に対応しているとなっています。これは、いじめ防止に向けた取組ではなく、いじめの解決ではないかと思います。聞けば聞くほど何かが違う。いじめ防止に向けた取組であれば、「いじめが始まらないような取組をしています。」や、「協力していじめがないようにしています。」ではないでしょうか。今、目の前で他の委員も頷いてくれているので、私の感覚は変ではないと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 学校では学期ごとにいじめのアンケートを取っています。そのアンケートに基づいて、訴えのあった案件については、確認をしながら、丁寧に解決に向けて対応するなど、そういった事案にならないような働きかけを行っています。

委員 それは通番55ではないでしょうか。早期発見・深刻化防止でいえば。

委員 通番55とは少し性格が違うような気がします。

委員 いじめを把握して、深刻化しないように対応しているのではないのでしょうか。いじめ防止に向けた取組であれば、自分のことだけではなく、みんなのこと考えようなど、そのようなことを言うのが防止であって、把握してアンケート取って、今、本当に何か深刻なことが起きていないか調べるのであれば、早期発見や実態を調査することではないのかと思いました。

事務局 まずは防止に向けてアンケートを取って、少しでも嫌なことがあれば認知しているので、嫌なことがあった事実について、学校でそういったことが再度起きないように働きかけはしていると思います。そこが、防止に向けた取組に当たってくるかと思います。早期発見をして解決

する取組を学校はしていますので、起きない働きかけにつながっていると考えております。

委員 それ以上起きないようにということですか。

事務局 そのように考えます。

委員 分かりました。

会長 結局、児童や生徒たち自身が、いじめをどう理解しているかです。学校でのいじめ防止の教育だと思います。いじめの実態よりも、それをきっかけにいじめをどのように防止できるのか、いじめはどういうことで自分たちが傷つくのか、自分を大事するためには、思いやりなどを育てていかななくてはいけない。そこには、いじめ防止の教育があって、学校でやっているのであれば、その数値はきっかけになるのではないのでしょうか。そこは少し混在しているので、委員からすると、その数や実態ばかりが先に出してしまうと、実態調査で終わってしまうのではないかの懸念だと思います。

委員 そのとおりです。

会長 事業名の意味からいえば、それよりも防止に重きを置いた話と言いますか、評価にしたほうがいいのではないかとの意味かと思えます。

委員 ありがとうございます。

事務局 実際はそのような対応をしているかと思えますので、書き方については、整理したいと考えます。

会長 同じ思いだと思いますので、もう少し言葉を変えていただければと思います。

委員 息子が小学校に通っており、このアンケートだと思いますが、いじめがあるというよりは嫌なことがある、いじめの芽みたいなのを拾い上げる意味で、すごくいいアンケートだと思っています。ただ、おっしゃられたことは正しいと思っていますので、そのような表現がされていないだけかもしれません。

委員 事業名に合わせた評価をしてもらえればいいと思います。

委員 アンケート自体は、すごくいいと思っておりますので継続してほしいと思います。

委員 少しいじめとずれてしまいましたが、通番53番について伺います。たがいの性や性の多様性を理解して、自己決定権に関する啓発を目標に掲げて実施していますと記載があるのですが、教えていただきたいのは、国分寺市は、同性婚や、性自認の自己決定権に基づいた届出の提出は認められているのでしょうか。

事務局 同性婚については、届出(宣誓)をいただければ認定(受領証の交付)は人権平和課で行っております。

委員 性自認の自己決定権で、もともと男性だった方が、女性になったとき、役所に届け出ると、住民票などを変えることはできるのかが少し気になりました。

事務局 確認させていただきたいと思います。

委員 せっかく自己決定権の啓発活動をされているので、ぜひ市としても尊重していただければと思いました。

会長 子どもの権利を理解し守ることが、(1)で大きなタイトルになっているのですが、51番では、学校全体での人権教育となっており、子どもの権利である「子ども」が抜けています。人権になると大人も入ります。その辺の表現といいますか、全校が人権教育の全体計画として

目標には書いてありますが、全校となると、小学校、中学校、高校、いわゆる児童だと思えますが、そこが少しどうなのかと思いますが、その辺はどうでしょうか。表現だけの問題かもしれませんが。

事務局 最初の事業内容の人権に「子ども」が入っていない点でしょうか。

会長 重点事業評価シートに「子ども」と書いてありませんが、基本目標Ⅳに位置付けている趣旨からすると、「子どもの」権利を理解し守ることだと思います。

事務局 こちらの事業内容には子どもの人権と入っていないとの御質問ですか。

会長 評価シートにはなかったのです。事業内容にも全市立小中学校で人権集会や人権標語等々書いてありますので、小中学生の子どもだと思います。その表現で、もちろん含まれていると思いますが、その辺はどのようにお考えかと思って少しお伺いさせていただきたいのですが。

事務局 この計画自体が、子ども若者に関して作成しているのですが、ここではそれを指し示してはいるのですが、言葉としては入っておりません。次回以降の計画等についてはそこも含めて検討しながら、こういった事業内容でも出していただけるようにしていきたいと思えます。

会長 先ほどの委員の発言と少し似ているのですが、適切な言葉で分かりやすくすることも重要かと思えますので、調整をよろしく願いいたします。

今年4月にこども家庭庁ができ、こども基本法が制定され、児童の権利に関する条約が注目されてきました。これからとても重要になってくることかと思えます。私たちも関心を持っていきたいと思っております。

委員 今おっしゃった目標の質的のところ、全校に周知を子どもたちにしっかりと周知すると変えていただけるといいのかと思えます。「全校に周知している」では、少しばやけた感じがするので、子どもたちにしっかりと周知することを目標にしていますと入れていただけると分かりやすいのかと思えます。

会長 表現的なことですが、とても大事なことと思えます。もちろん全校と書いてあるので子どものことだといえば、そうなのですが。内容的には同じだと思いますが、やはり表現として、タイトルとここでの趣旨はあったとしても、さらにきちんと明記して分かりやすくするのが1つ大事だと思います。

特にほかに御意見がないようであれば、基本目標Ⅳ施策(2)に入りたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

1 (1) 令和4年度実績の評価について(第4章基本目標Ⅳ(2))

事務局 基本目標Ⅳ施策(2)「確かな学力と豊かな心を育む」です。資料5-4-1の9ページになります。1, 個別事業の実施状況につきましては、11ページから22ページ、重点事業の通番57から68になります。

2, 施策の方向性に係る実施状況についてです。

確かな学力を育むために、通番57習熟度別指導の「基礎コース」の工夫改善では、学校において第2次国分寺市教育ビジョンに基づく施策を着実に進めている。通番59子ども読書活動推進計画事業では、児童・生徒の特長に合わせた学級文庫の貸し出しを行うことで、学校における読書環境の整備を行った。

将来の自立した生活を確保するため、全ての子どもの学びの機会が保障されるよう、通番60生活困窮者自立支援事業、学習支援事業では、利用希望者のニーズを把握し、生活困窮者を対象とした学習支援事業として、無料学習塾を引き続き実施した。通番61受験生チャレンジ支援貸付事業では、子どもの進路希望に沿った相談を受け、必要な貸付をしており、対象世帯にもれなく事業周知が行き届くよう、引き続き庁内関係部署との連携による事業案内や、通番60の利用世帯への積極的な事業説明を行ったほか、令和4年度は新たに中学校の校長会において、保護者向けのチラシ配布について協力依頼を行い、市立中学校3年生の保護者会で事業案内のチラシ配布を行った。

特別支援教育においては、通番58学校生活支援シートの活用の推進で、障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で一貫して的確な教育的支援を行うために、学校生活支援シートを作成し、児童・生徒の進級に合わせ引き継ぎを行っている。通番59子ども読書活動推進計画事業では、特別支援学級への学級文庫の貸出を実施している。

豊かな心を育むために、通番62道徳教育に関する実践的研究や研修の充実では、道徳教育の一層の推進を図るために、指導方法や指導内容の充実・改善に関する実践的研究や研修を学校の実態に応じて実施した。通番63ジュニアサマー野外活動交流会では、令和5年度の事業実施に向け、関係者との調整や事業変更内容をまとめた。通番64小・中学生被爆地派遣（ピースメッセンジャー）では、平和祈念式を開催し、平和祈念行事として、長崎被爆体験伝承者の講話と子どもたちの発表を実施したほか、東京大空襲関係では、親子できこう平和講座や、東京空襲資料展を開催した。通番65史跡駅伝事業においては、より多くの子どもたちがスポーツに親しめるよう、小学校1年生から参加できるよう対象を拡大し、あわせて内容を見直し実施した。通番66国分寺市プレイステーション事業においては、自然や野外でのさまざまな遊びを体験できる場を提供することができた。通番67子ども対象事業では、農業体験、人形劇、上映会、星空観察など、多様な事業を実施することで、環境学習や体験学習の機会の充実を図った。通番68児童館での学生等の職場体験・実習受入事業では、大学生のインターンシップや専門学校生の施設実習において、児童館の行事の手伝いや乳幼児親子と接することで、交流が行えたが、中学校の職場体験については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、中止または代替として職場訪問による見学となった。

以上を踏まえまして、3、施策の進捗状況については、おおむねに順調に進んでいると評価しております。なお、通番58学校生活支援シートの活用の推進では、学校生活支援シートが必要な児童・生徒の全てに作成されるよう研修会で取り上げるなど、教職員に対して、さらに周知徹底を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の影響により、一部事業の中止または代替実施となった通番68については、引き続き積極的に職場体験や実習の受入れを行っていくと評価しております。施策(2)については、以上でござ

会長 質疑ある方お願いします。

委員 2点ございまして、最初に通番58学校生活支援シートについて、令和4年度に99%作成

されたと記載があり、実績の評価及び課題では、作成できなかった理由が、周知徹底できていなかったため、周知徹底を図る必要があると記載されています。99%の生徒が作成できて、1%の作成できない生徒は、そもそも作れない何らかの理由があるではないかと考えています、少し伺えますでしょうか。

事務局 教育委員会に確認しましたが、様々な理由によって作成できないケースがあり、解決がなかなか難しいとのことでした。個別の理由で、少しセンシティブな内容も入ってくるので、1%よりもっと少ないようですが、99%と表記している。学校に事情によってなかなか作成できない人がいるので、そこについても努力していきたいとの回答はいただいております。

委員 承知いたしました。何とか努力して100%に近づけるのが目標の認識だと思えます。そうすると周知徹底を図る必要があるとの書き方は、もしかしたら少し変えたほうがいいのかも感じました。多分知ってはいるが、書けないのが理由だと思えますので。

2点目に移りたいと思えます。通番59ですが、令和6年の目標の量的が第二中学校、第二小学校の実施と記載されていて、何を実施するのかが少しく分らなかったです。令和4年度の実績に、学級文庫の貸出を実施したと具体的に書かれていますので、令和6年度の目標も何を実施するのかが、具体的に書かれたほうがいいのかと思えます。

事務局 令和6年度の目標ですが、基本的には事業内容を実施することが主となっております。つきましては、事業内容にある読書を通した子どもの情緒や感情の育成、子どもの成長に合わせた語彙力云々と書いてありますが、具体的にどういうことなのか少し分かりづらいかと思えますので、今後の計画の在り方としては、しっかりと読み取れるような目標設定にできればと考えています。

会長 よろしく願いいたします。

委員 2点あります。59番で質的評価がbとなっておりますが、ここが読み取れなかったです。文言を見る限りでは、達成しているともとれるのですが、b評価だとおおむね達成したことになりますので、何かしら達成できていないと思うのですが、質的評価がbで、しかも総合評価をBとしているので、多分何かを達成できていないことがあるのに、そこが書かれていないのが少し気になりました。

事務局 ありがとうございます。確認をさせていただければと思えます。

委員 もう1点が、通番68職場体験・実習の受入事業です。実績が3人です。冒頭の実施状況で説明されていましたが、かなり少ない値です。一応事業としては全体的におおむね順調に進んでいるとしたまとめだと思えますが、ここに関しては、おおむねでもないところがあります。積極的にしていく形だと多分達成は難しいと思うので、ここはもっと人が増えるような施策が必要かと思えます。

あと量的のところでは、新型コロナウイルス感染症を挙げているのですが、この時点では新型コロナウイルス感染症の感染状況を理由に挙げるのは少し違うかと思えます。こういったところからも、もう少し対策といいますか、人数を増やす取組が必要だと思えます。文言としては、ここのおおむね順調に進んでいるとの言い方をもう少し重く受け止めたような文言に変えてほしいと思えます。具体的な文言の修正案はないのですが以上です。

会長 通番68の実績評価がc, b, Bである中で、進捗状況がおおむね順調でいいのかというこ

とです。それから量的に3人となっています。目標が36人や60人から見ると大分少ない。その原因に新型コロナウイルス感染症のことが挙がっていると思うのですが、去年の時点では、かなり中止が多かったように思います。今年になって大分よくなりましたが、まだまだ去年は結構厳しかった気がします。大学でも施設実習に行かせるときに、弱い立場の人たちに感染させてはいけないと、特に職場体験だと小さい子どもたちになるので中止が多かったと思います。その辺は少し考慮してもいいのかと個人的に思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局 昨年度の実施状況については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の一環として、中学校の職場体験が中止になったことが実績値を非常に低くさせた主な理由となります。今年度は、感染症法上で2類から5類に変わりまして、学校の職場体験も再開され、今の時点で中学生の職場体験で30名程度、児童館で受け入れが行われておりますので、ここに掲げている目標は、今年度は達成できそうな見通しが立っている状況です。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 5類になったことは大きいです。それまではかなり無理やり活動に行かせてもらったこともあり、こちらとしてはドキドキしたのもありました。

委員 市に助け舟を出すわけではないのですが、昨年度受け入れなければならない中学生、高校生に、体験をさせてあげなければいけない気持ちではありました。市としても30人、40人受け入れてもらわなければならないと思っていたのですが、受け入れる側として、例えば保育園だと、実習生は単位の問題があるので、何とか保護者にも理解してもらって受け入れようと思いますが、言い方悪いですが、ボランティアは少し我慢してほしいとなってしまいます。30人の計画を立てるのは当然ですが、新型コロナウイルス感染症も大分収まってきたといっても、受け入れる勇気は去年の段階ではありませんでした。もし亡くなってしまったらどうしようかと考えてしまいます。計画は分かっている、もう大丈夫かと思っても、やはり受け入れられない状況はあったかと思えます。今年度は、それがもう逆に全部大丈夫となって、ほかでも受け入れてもらえますからと言われるくらいです。多分これからは改善してくると思います。

会長 今御説明いただいたように、今後は、受け入れる人数が回復してってくれるいいですね。

委員 ありがとうございます。

委員 通番61受験生チャレンジ支援貸付事業です。この実績・目標ともに量的なところは定量的に示されていて、質的で進学を希望する子どもが進学できていると記載されています。ただ相談件数が令和4年度は611件に対して、79件の貸付しかできておりません。611人の進学への想いがあったと思います。「進学を希望する子どもの進学に寄与することができた。」という質的実績への評価は、正しい表現なのか気になりました。

事務局 こちらについては、相談件数が延べになっている可能性もありますので、その関係と令和3年度の相談件数449件から、令和4年度は611件に伸びていること、貸付決定についても61件から79件に伸びていることがございますので、実際の進学希望者がどれくらいしっかりと進学ができていたのかを確認させていただければと思います。

委員 併せて、相談件数に対して貸付決定件数が適切なのかどうか御確認いただければ。何ら

かの基準はあるかと思いますが、少し少ないと感覚的に思いました。

事務局 承知いたしました。

会長 よろしく願いいたします。あとはいかがでしょうか。

委員 62番についてです。事業名が道德教育に関する実践的研究や研修の充実とあります。内容を見ると、何となく各学校に全部お任せしているように感じます。各学校の道德教育推進委員が集まって委員会を構成して、会議や指導資料作成、研修開催などを各学校におろしているのだらうと思いますが、書き方がもう少し加味された方がいいのではないかと思います。

事務局 委員おっしゃられたように、学校には様々な委員会があり、それぞれの委員会で様々な検討や研修したことが各校におろしている実態があると思います。表現については、そういった状況をわかりやすく記載してほしい趣旨かと思いますが、しっかり伝えたいと思います。

委員 よろしく願いします。

委員 通番57, 58の目標と実績の記述は、恐らく量と質が逆ではないかと思いました。質では、平均正答率のような数字的なことが書いてありますが、これはどちらかという量の欄に記載されるべき内容で、学習内容を計画していることはどちらかといえば、質的な内容になるので、その点を検討いただければと思いました。

こちらも学校指導課ですが、最初に説明のあった施策の方向性に係る実施状況でも、国分寺市教育ビジョンと出ています。恐らく学校教育、教育関係では、子ども・子育て会議とは別に計画やビジョンとして、資料を作成していると思います。少し見た限りでもかなりそちらでは力を入れて書いていらっしゃるようなので、文章をそのまま盛り込んでいただくと、より具体的な学校教育の内容が見えてくると思います。今日は担当がいらっしゃっていないので、お伝えいただければと思いました。

事務局 教育ビジョンにつきましては、子ども・子育て会議とは別の会議で評価までを外部委員の方にさせていただいています。その関係で齟齬が出ない書き方になるよう伝えたいと思います。

会長 量的と質的の表現が逆になっている件についても、もう一度精査していただくようお願いいたします。

事務局 お伝えしてまいります。

会長 ほかに御意見等がないようでしたら、続いて施策3に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 基本目標Ⅳ(3) 困難を有する若者を支援するになります。資料23ページを御覧ください。1, 個別事業の実施状況は、25ページから26ページの重点事業評価シートを御覧ください。重点事業の通番69番から70番になります。

2, 施策の方向性に係る実施状況です。若年無業者(ニート)やひきこもりなどで悩む若者や家族に対し、通番69若者支援事業においては、コロナ禍であってもひきこもりなどで悩む若者や家族が支援を受けられるよう、対面とオンラインによるハイブリッド方式で家族セミナー及び希望者への個別相談を実施した。また、支援者同士の連携充実に資するよう、会議や研修を実施した。自立に困難を有する若者やその家族が、必要な時に必要なサービス

を利用できるよう、市の相談窓口をホームページで周知したほか、支援機関が開催するイベント等の情報については、チラシの配架やSNSを活用し周知した。その他、自立に困難を有する若者やその家族には、地域の身近な住民による支援も必要であることから、地域住民との関わりが多くある委員が参加している若者支援地域ネットワーク会議において、困難を有する若者に対して直接支援を行うだけでなく、困っている方を相談窓口や相談機関に「つなげる役割」の重要性も伝え、ネットワーク内での役割の認識共有を図った。悩みを持った児童・生徒・保護者が相談しやすい体制や環境を整えるため、担任だけで抱え込むことのないような組織的相談体制の構築に努めたほか、全校に配置しているスクールカウンセラーが、専門的な見地から相談活動を行った。不登校児童・生徒に対しては、通番70不登校児童・生徒への支援の充実において、トライルームにより、児童・生徒の状況に応じて在籍校への訪問や担任等と面接を行うなど、学校復帰に向けて学校と密に連携を取り、スモールステップの取組を行うことで、継続的な保護者の相談、児童・生徒への対応の充実を図った。また、全校に設置しているサポート教室の利用についても、状況に応じて提案した。学校教育においては、市立小・中学校全校で「キャリアパスポート」（児童・生徒自らが記録し、学期、学年、入学から卒業までの学習を見直し、振り返ることができるように保管するポートフォリオのこと）を作成し、発達の段階に応じて適宜活用しながら、キャリア教育の推進に努めた。

以上を踏まえて3、施策の進捗状況については、おおむね順調に進んでいるとして、市は評価させていただいております。なお、通番69若者支援事業においては、量的実績は目標値を下回っているが、質的実績と政策の方向性に係る実施状況から、上記のとおりと判断したと評価させていただいております。

会長 施策(3)、通番69と70について、質疑応答等は、挙手にてお願いいたします。
委員 通番69若者支援事業について、令和6年度目標として、相談利用件数30件としていますが、令和4年度は、25件の目標を掲げて10件の成果のため、量的にはCとなっています。量を上げるためには質も伴わないといけないと思いますが、令和6年度目標に書かれている質が少し抽象的過ぎて、この10件の本質的な話を踏まえてどうやったら30件に膨れ上がるのかが、少し気になっています。

事務局 地域のネットワークへの協力として、他市の相談支援事業に参加していますが、そこに自分の住んでいる市では相談に行きづらいと相談に来る方が多くいらっしゃいます。他市の相談事業において、国分寺市民が何人かいらっしゃっている状況は把握しています。こちらとしては、まずは様々な支援が受けられるよう、例えば、国分寺市民でも参加できる東京都や他市が主催している相談支援事業や講演会などを SNS など利用してできるだけ広く周知できるようにしています。

また、逆に国分寺市外の方から相談もあることから、広域での支援の必要性を感じています。

市内の活動としましては、地域の方が気づかないと、なかなか相談につながってこない、支援につながってこないことがございます。地域の方々が気づいたときにすぐに声を掛けてもらえるよう、民生委員、地域で活動している方などがメンバーの若者支援ネットワーク会議において、連携を図っています。支援につながるため、できるだけ広く様々なネットワークを持

つ必要があります。また、知識や経験、ノウハウの積み重ねができるよう様々なネットワークの繋がりを模索しています。

委員 承知いたしました。ぜひそのネットワークを拡大していただいて、私もまだギリギリ20代なので入れていただければ、少しは御協力できると思えました。

会長 様々な繋がりとして、横のネットワークもとても大事なことだと思います。

委員 70番についてです。令和6年度目標達成に向けた令和4年度目標の量的、質的の記載ですが、両方とも通室する人数が増えている、支援に努めているという現状報告です。目標とは少しそぐわない感じがするのですが、いかがでしょうか。

事務局 こちらの表記についても、もう少し分かりやすい書き方にさせていただけるようにお伝えしていきたいと考えます。

委員 69番についてです。対象としては、学生や学校に通ってない若者の事業と理解していて、施策の方向性に係る実施状況では、専門的な方に相談できるのがいいところだと思います。ただ、ここに書いてあるのは、全校に配置しているスクールカウンセラーが専門的な知見からとしているので、どちらかと言うと、専門的な方に相談できるのは、学校に通っている10代が対象で、20代が相談できる専門家に結びつけるような施策があるのでしょうか。なければ繋げるような施策が必要なのではないかと思えました。

事務局 東京都における若者支援は、高校生や大学生だけでなく、39歳までを対象に支援することになっております。子ども若者計画課では、受けた相談の主訴が何なのかを確認して、様々な専門的な知見のある窓口と連携して、その方の御趣旨に沿った解決方法に繋げていけるよう対応しております。

委員 そういった方々も、カウンセリングが受けられる、専門的な知見に相談できると理解しました。

委員 通番70番です。令和6年度、4年度の量的な目標であるできる限り通室数を増やすことに対して、質的なところは分かったのですが、どうやって増やそうとしているのかが、ここから読み取れなかったのが、その点もし情報があれば、ここに書いたほうが良いと思います。

あと、個人的に第六小学校で不登校の子が通うマルチルームでのボランティアをやっています。今回、この情報を初めて知ったので、共有の場があれば、不登校の子どもたちのケアを行っているボランティアは各学校に多くいるので、こういった情報をその人たちに積極的に共有してもいいと思えました。

1つはどういった広報活動で、何かやっておられるかと、各学校の不登校ケアを行っている子どもたちに、積極的にこういった情報、トライルームの情報を共有する方法はあるのかの2点をお聞きしたいと思えました。

事務局 毎年増えていることは確認していますが、どのように増やしているかは把握できておりません。確認させていただければと思います。スクールソーシャルワーカーや学校の先生が学習支援のため、トライルームを紹介しますので、そういった背景から増えているとは思いますが、確認させていただいた上でお伝えさせていただければと思います。また、情報共有についても、必要などころにつながっているはずですが、どのような経過を経て情報が共有されているかは、大変申し訳ございませんが把握しておりませんので、確認させていただければと思

ます。

委員 広報は無理に増やす必要はないと思いますが、素晴らしい施策だと思います。ただ、困っている、でも情報が入らない保護者が問題となっています。子どもが影響を受けてではないですが、不登校気味になるケースはよく見ているので、保護者伝いだとなかなかその子どもまで手が回らない、その情報が来ないことはありえますので、何かそういったケースを減らせたらと思って、広報について言及させていただきました。

次に情報共有ですが、不登校の子どもたちのケアには、私はボランティアで行っていますが、アルバイトで来ている人もおり、それぞれがこうしてあげたいと目標は持っているのですが、あまり統一した目標がなく、そのための手段もバラバラだったりしていて、先生方は子どもたちを自由に遊ばせてしまっていて、教室に戻す努力をしていないと思われる話も聞いており、不登校の子どもたちに対して、みんな想いを持っているのに、個々でバラバラに動いてしまっていると最近感じています。素晴らしい方たちが多いので、もう少しいい方向にできるように、ネットワークを作るなり、情報共有できたらより素晴らしいと思いました。

事務局 確かに不登校の保護者からは、なかなか情報が届かないと伺ったことがございます。また、スクールカウンセラーの方々は、非常に親身になって対応している状況も把握しております。委員がおっしゃられたように、様々な方々が携わっておりますので、統一感、先生方の対応については伝えてまいりたいと思います。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 事務局は、確認をよろしくお願いします。

次の議事、(2)に入ります。国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の評価について、第5章です。お願いしたいと思います。

これは2回、3回の会議において皆様と評価を行ったものですが、市の実績を確認しながら、本会議として評価を行ってきました。これまでの議論を踏まえ、事務局が本会議の評価案としてまとめていますので、その内容の確認を行います。4つの区分があります。1区分ごとに評価内容の確認をしたいと思いますので、事務局から説明を受け、内容について問題がないか確認する流れにしたいと思います。それではよろしくお願い申し上げます。

(2) 令和4年度実績の評価について(第5章)

事務局 資料5-4-2を使って御説明をさせていただきます。資料5-4-2については、第5章の評価となっております。この第5章の評価については、第2回、第3回の会議において既に各委員の皆様から御意見等をいただいているものでございます。その意見を基に評価案をまとめさせていただきました。

資料5-4-2を開いていただきますと、会長から御説明ありましたように、4区分ごとに評価案をまとめさせていただきます。この1区分ごとに御説明をさせていただければと考えています。

まず区分1、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等、から御説明をさせていただきます。こちらは第2回の会議で議論をいただいております。御質問などは非常に多かったのですが、具体的な意見などは挙がっていなかったと認識しております。ただ、こちらに

については、第4章の基本目標Ⅱ、施策(1)、通番12 待機児童解消のための認可保育所の増設にて関連した議論をいただいております、保育所の整備、待機児童が出ている以上は、これは計画的に整備する必要がある。一方で、質の確保についてしっかりとやってもらいたいとの御意見をいただきました、基本目標Ⅱでは、そのような趣旨でまとめさせていただいております。第5章の区分1については、量の見込み、また確保方策等、量的な内容に特化した計画になりますので、量を視点に置いた評価としてまとめさせていただいております。

読み上げますと、国分寺市は、これまで計画に基づいて認可保育所の整備を行い、利用定員を拡充してきたことで、待機児童は減少傾向にある。また、令和4年度には、計画と実態との乖離状況について確認し、本計画の中間見直しを行うことで、令和6年度に待機児童を解消するための対策が講じられているところである。今後も量の見込みの推移に注視しながら、引き続き、計画に基づいた事業の実施を進められたい。ポイントは最後の部分です。計画に基づいてしっかりと事業の実施をするように、ここの評価の趣旨と考えまして、このようなまとめ方をさせていただいております。

会 長 4つの区分のうち1つ目の区分について御説明いただきました。質疑、御意見等がありましたらよろしく願います。

特にないようですので、続いて区分2の評価内容の確認をしたいと思います。

事務局 2、地域子ども・子育て支援事業についてです。これについても、各事業の項目によって御意見があったところ、なかったところがございますので、御意見について、こちらにまとめさせていただいております。こちらのやり取りについては第3回の会議において議論をいただいております。

(3)、(4)、(10)において御意見をいただいておりますが、まず(3)放課後児童健全育成事業について読み上げます。放課後児童健全育成事業については、民設民営学童保育所において小学4年生の受入れを試行実施しているが、小学1年生から3年生で定員に達している施設や、施設がない小学校区域もあるのが現状である。高学年を含め、学童保育所を必要としている児童が利用できるように、各小学校区域にどれだけの量の見込みがあるのかその実態把握に努められたい。としてまとめております。これについては、量の見込みに対しての確保方策で、一見量が足りているような実績になっているのが、一定の地域差などがあるのではないかと、また、実態として障害児以外のお子さんについては、公立学童保育所でなかなか受入れができていない実態がある。今後の取組として、しっかりその実態を把握して、取組を進める必要があるのではないかとこの趣旨の御意見をいただきましたので、このようなまとめ方をさせていただいております。

続きまして、(4)放課後子どもプラン(放課後子供教室)についてです。こちらも読み上げて説明をさせていただきます。

放課後子どもプラン(放課後子供教室)については、市が「放課後子どもプラン実施委員会」(以下「実施委員会」という。)に委託し、事業実施しているが、新型コロナウイルス感染症が落ち着きを見せたことに伴い、実施日数が前年と比較して大幅に増加していることや、ニーズ拡大による参加者の増加も見られ、実施委員会の事務等の負担増が懸念される。市は、実施委員会の意見等を受け止め、然るべき対応に努められたい。とまとめさせてい

いただきました。ここにまとめさせていただいているように、放課後子どもプラン（放課後子供教室）の実績が昨年度と比べて大幅に増加しています。これによって保護者を中心とした実施委員会に負担がいつているのではないかと、市として何かやれることがあるのではないかとこの趣旨で御意見をいただいております。会議の中で、市としては保護者の皆様から事務等の負担があるとの御意見をお伺いしております。今後、さらに事業拡大、増加していくときにその点が懸念されるやり取りがあったことを認識しております。そのため、今回このようなまとめ方をさせていただいております。今後、事業が増加し、実績が増加しても成り立つ事業の在り方について模索して、しかるべき対応が必要ではないかと、この趣旨でこの様なまとめ方をさせていただいております。

最後に（10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）でございます。これについては改めて読ませていただきますが、量の見込みに対して、十分な量の確保ができている実績となっているが、事業の利用しづらさなどから、利用を控えられていることも予想される。今後も引き続き事業を実施するに当たっては、利用者からの意見等を把握し、利便性の向上に努められたいとまとめております。利用するに当たっては、発熱等様々な要件があったときに、利用したくても利用しづらい実態があるのではないかと、そういったことが懸念されるのではないかと御意見をいただいております。これは肌感覚との表現でいただいておりますが、私どもとしても、できる限り利用したい、あとは利用できるように、その仕組みを改善するべきではないかと御意見をいただいております。このようなまとめ方をさせていただいております。区分2の説明については以上です。

会 長 区分2について質疑等、御意見のある方は挙手でお願いいたします。

委 員 区分2の（3）の学童保育所ですが、どれだけの量の見込みがあるのかの実態把握の方法が載っていません。具体的にはどうやって確認しているのか知ることができるのでしょうか。アンケートや出生届などといったものでしょうか。

事務局 現計画は、高学年児童の受入れ希望者について正確な実態把握ができていない状況で作成しました。現計画策定当時における数字の把握は、123ページになります。放課後児童健全育成事業は、確保する量が計上されていますが、18, 22, 22, 22, 22。これは障害がある子どもを想定した人数での受入枠となっております。それに対しての量の見込みは、高学年について、184, 183, 185, 190, 190となっております。当時は、無作為抽出によるアンケート調査を実施させていただき、その際、高学年の子どものいる世帯において、学童保育所が必要と御回答いただいた方から推計として出しております。ただ、これは必ずしも学童保育所を必要とする要件に該当しているかどうかを問わず、学童保育所が必要と回答された方をもとに推計を出していることもありまして、実態と少しずれている可能性がございます。今後、どのような方法で正確な数字を把握するのかについては、まだ市としての考え方がまとまっておりません。後ほど御説明させていただきますが、学童保育所の見込み量についても、次期計画でうたっていく必要がございます。私どもとしての考え方を整理して、来年度実態把握をして考え方をお示しできるよう準備を進めていきたいと考えております。結論としてはまだ実態把握ができていないのが実態でございます。

委 員 承知しました。5-4-2の2ページの放課後児童健全育成事業の学童保育所ですね。こ

これは障害のある子どもの受入れ量の見込みと確保ですか。

事務局 趣旨としては、今回は障害の有無に関係なく実態把握の趣旨と認識しておりますので、そのことを想定しております。逆に障害のある子どもについては、基本受入れる仕組みになっておりますので、一定その実態は把握できていると考えております。

委員 それは、昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童とは、つまり普通の小学生でしょうか。

事務局 これは、原則としての概要を書いております。本来的には高学年も含めた事業実施が求められていますが、現在の国分寺市内の状況では、高学年を受け入れることができない実態があるため、公設学童保育所では、障害児を除く高学年の受入れはできていない現状がございます。一方で、民設民営学童保育所については、試行実施ではございますが、定員に空きがあれば、4年生に限って、受入れを行ってございます。

委員 内容は理解しました。学保連の会長やっており、保護者から様々な御意見をいただいでいて、回答に四苦八苦しています。改善を引き続き、市と調整させていただきたいと思っております。

会長 ほかに御意見がないようであれば、次の区分3に参りたいと思います。では、説明をよろしくお願い申し上げます。

事務局 区分3でございしますが、第3回会議において御説明した際に御質問等を受けつけましたが、特段御意見、御質問はございませんでした。つきましては、事業の実施に努められたいとして今回まとめさせていただいております。

会長 これに関しては、特に御意見はなかったと思います。

では、次の区分4に参りたいと思います。御説明をお願いいたします。

事務局 区分4、その他の取組でございします。ここについては、(3)と(6)に御意見をいただいでおりますのでまとめさせていただいております。

まず(3)でございします。子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する東京都との連携については、障害児等特別な支援を必要とする子どもが、希望する教育・保育を円滑に受けることができるようにするため、市は事業者や関係機関との連携が重要である。その連携を強化するに当たっては、市と事業者間におけるさらなる円滑な情報共有や、相談対応の充実が期待されるが、現状においても担当する市職員の負担の大きさが懸念されることから、職員の体制強化等の改善に努められたい。とまとめております。これは、第3回の会議において御意見をいただいでございます。つくしんぼや子ども家庭支援センターの活動を見ていて、職員の絶対数が少ないのではないかとの趣旨の御意見をいただいでございます。過酷な仕事にも拘らず、少人数で市内全域をカバーしている様子が見受けられるので、なかなか連絡が取れないことや、お互いに手が離せないときに連絡を取り合うような現状から、このようにまとめてございます。

(3)の補足としては、ほかにも充実させなければならない部署はあると思いますが、それにしても少人数で休みが取れているかと思うぐらい忙しいと思うので、人員の充実も考えていただきたいと思っております。と御意見をいただいでございました。

(6)保育士等の確保・定着について、保護者が保育士・幼稚園教諭・保育教諭(以下

「保育士等」という。)の免許を有し、認可保育所等の保育施設において保育に従事している、または従事することが決まっている者が保育所等に入所申込みをした場合に加点されるその仕組みは、保育士等の安定的な確保及び定着に大きな影響を与えており評価できる。一方で、他自治体の中には、同様の仕組みがないために、円滑な職場復帰が実現できない場合もあることから、どこに住んでいても同様の仕組みを活用できるよう他自治体との連携強化を図り、改善に努められたい。また、保育士等の人材を確保するためには、多額の費用が掛る現状があり、その費用負担は、保育施設や幼稚園の運営事業者に大きな負担があることから、その負担軽減に向けた仕組みについて検討されたい。と御意見をいただいております。

御意見の内容としては、本市において、保育士等が認可保育所に申込みをするときに加点されることについてはすごく感謝しているが、他市ではそれが採用されていない場合もある。そうすると国分寺市内の保育所で勤めている保育士が職場復帰できないような場合もあるので、そこはしっかり連携をとってってもらいたいというのが一つございました。また、保育士不足のため、確保には1人当たり100万円程度の費用が掛かり、非常に人材確保に苦慮されているとお話もありましたので、このようなまとめ方をさせていただいております。

会 長 よろしいでしょうか。

委 員 満足です。

会 長 ほかに御意見がないようであれば、これで終わりにしたいと思います。事務局からの説明も全部終わりました。本日の会議、8時を過ぎてしまいましたが、皆様の御協力で今回も割合とスムーズにいった、質疑応答も円滑に進んだと思います。

最後に事務局から、お知らせがありましたら、よろしく申し上げます。

2 その他

事務局 長時間にわたりありがとうございました。次回11月27日月曜日が今年度最後の会議を予定しております。時間帯、会場とも本日と同じです。次回の会議の議事については、2点用意しております。

1点目は、これまで1年を通して評価をいただきました令和4年度実績に対する計画評価の最終確認になります。第4章と第5章の総まとめになります。評価の確認をいただいて修正箇所等もこれまで幾つか出てきておりますので、その内容を反映させてお示しできるよう準備させていただきます。また、本日御質問等もいただいておりますので、その回答についても御用意できればと思っております。

2点目は、報告事項になるかと思うのですが、現在、次期計画の策定準備を行っております。何度かこれまでもお話をさせていただいておりますように、令和7年度からの5か年計画を今まさに作っている最中でございます。来年度に向けて、現在どのようなことをやっているのか、そして来年度本格的にこの会議でも様々なことについて御議論いただくことを予定しておりますので、どのようなことを御議論いただくことになるのか、一定御説明ができればと考えてございます。

例年この子ども・子育て会議は年全5回となっておりますが、来年度はこの計画策定の関

係から、全6回を予定しております。実際には予算が通らないと、会議の回数は決まりませんが、そのような方向性で準備を進めていることを御承知おきいただければと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。

会 長 それでは、以上をもちまして本会議を閉会としたいと思います。長時間ありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

— 了 —